

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	8月に教職員を対象に、Formsでアンケート形式による研修を実施し、理解を深めた	全教職員対象に「いじめ理解度チェック」を実施し、理解を深めた。全問正解まで繰り返し回答し、回答率は100%となった。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	4/10, 5/15, 6/12, 7/10, 9/19, 9, 10/9, 11/13, 12/11, 1/15, 2/12, 3/19にいじめ対策委員会を開催し、情報共有を行った。	いじめ対策委員会を毎月開催し、情報共有を行った。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	8月に教職員を対象に、Formsでアンケート形式による研修を実施し、対象者全員が全問正解するまで繰りかえさせることにより、理解を深めた。（回答率100%、全問正解）	全教職員対象に「いじめ理解度チェック」を実施し、理解を深めた。全問正解まで繰り返し回答し、回答率は100%となった。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるため、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	ホームページに掲載することにより周知した。 <a href="https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html">https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html</a> 併せて、10月に全教職員宛にメールで周知した。	Webサイトおよびメールにより周知している。 <a href="https://www.akashi.ac.jp/life/iji meboushi.html">https://www.akashi.ac.jp/life/iji meboushi.html</a>	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	ホームページに掲載することにより周知した。 <a href="https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html">https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html</a> 併せて、10月に全教職員宛にメールで周知した。	Webサイトおよびメールにより周知している。 <a href="https://www.akashi.ac.jp/life/iji meboushi.html">https://www.akashi.ac.jp/life/iji meboushi.html</a>	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	全学科全学年の担任と学科長・群長で構成する「担任会議」及び「学生相談室会議」により、把握したいじめの情報を共有している。	引き続き会議で情報共有とともに、学生の様子が気になった場合は学生相談室への情報提供や学科内での情報共有を呼びかけている。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に重大事案の定義や役割が明記されており、周知されている。	引き続き、定期的な周知を行う。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	いじめ対策委員会及び全学科全学年で構成する「担任会議」及び学生相談室会議により情報を共有している。	引き続き会議での情報共有および日常的に情報共有を行っていく。	
9	令和6年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事業対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和6年度の取組を基に、令和7年度の実施計画に反映した。	年度末に検証し、必要に応じて改正し、令和7年度の実施計画に反映する予定。	令和8年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	6月の高専生活アンケート、4月及び1月に実施の全学生面談、11月にいじめ理解度チェック及びいじめハラスメントに関するアンケートを実施し、いじめ情報をいじめ対策委員会で共有した。	4月に担任による全学生個別面談、6月に高専生活アンケート、11月にいじめ理解度チェック及びいじめハラスメントに関するアンケートを実施し、結果をいじめ対策委員会で共有している。アンケートは、回答可能な学生について回答率100%であり、1月にも、担任による全学生個別面談を実施している。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	スクールカウンセラーと連携している。スクールカウンセラーの情報は、担任会議や学生相談室会議で共有している。	引き続き、スクールカウンセラーと学生相談室会議等が連携して、対応にあたっている。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	11月にFormsでいじめ理解度チェック及びいじめ・ハラスメントに関するアンケートを実施している。	インターネットトラブル講演、人権講演、性教育講演等でいじめの話題に触れるとともに、11月のアンケート時にいじめ理解度チェックを実施している。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	11月にFormsでいじめ理解度チェック及びいじめ・ハラスメントに関するアンケートを実施している。	11月のアンケート時にいじめ理解度チェックを実施している。	
14	学生自らが、いじめ問題が主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生会において、いじめについて考えるきっかけとなるキャッチフレーズを10/21～10/28に学生から募集し、11/11～11/14に学生会のインスタグラムのストーリーで公開した。	引き続き、学生会等と連携して対応していく。	
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページで周知している。 <a href="https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html">https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html</a>	Web等を活用し、周知に努めている。	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめ防止等基本計画にいじめ事案への取組を明記しており、事案の際には伝えている。	被害・加害の双方の保護者に対して、解決に向けた対応方針を伝えている。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和7年2月に有識者懇談会委員に本校のいじめ対策についての説明資料を配布した。	有識者会議にて、いじめ対策についての意見交換を行っている。	令和8年3月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	犯罪行為に該当する場合は、直ちに警察と連携している。	引き続き、犯罪行為に該当する場合は直ちに警察と連携する。	